

遊漁船の 利用について

船舶により釣り客を釣り場に案内する事業を行うためには、遊漁船業の適正化に関する法律（略名称：遊漁船業法）の規定に基づき、北海道知事の登録を受けなければなりません。

遊漁船を利用する場合は、登録を受けた船かどうかを確認してください。

また、船内では、船長（遊漁船業務主任者）の指示に必ず従いましょう。

登録を受けた遊漁船の確認方法

確認事項	内容	掲示場所	掲示例
船体表示	登録を受けた遊漁船業者は、道から通知された4ケタの登録番号（掲示例のとおり）を遊漁船に表示しなければなりません。	遊漁船の左右両舷	北海道××××
登録票	登録を受けた遊漁船業者は、必要事項を記載した登録票を掲示しなければなりません。	営業所 遊漁船	下記のとおり ↓

船長（遊漁船業務主任者）からの指示事項の例

- ・利用者名簿への記入
- ・乗客数の制限（定員以上は乗船させることができない）
- ・救命胴衣の着用
- ・飲酒の禁止、酩酊者の乗船拒否
- ・迷惑行為の禁止
- ・採捕の制限（禁止区域、漁具の付近等）

遊漁船業者登録票	
氏名又は名称	北海 太郎
登録番号	北海道××××
登録の有効期間	○年○月○日から ○年○月○日まで
営業所の所在地	北海道札幌市 北3条西6丁目
遊漁船の名称	北海丸
遊漁船業務主任者の氏名	北海 太郎
損害賠償措置の保険期間	○年○月○日から ○年○月○日まで

★遊漁船業者及び遊漁船業務主任者の皆様へ！

1. 遊漁船登録の更新について

遊漁船業者の登録は、5年ごとに更新しなければ効力を失い、遊漁船業を営むことができなくなりますので、ご自分の登録年月日をご確認のうえ、有効期間満了日の30日前までに更新の申請をしてください。
例) 登録年月日:平成25年6月30日→有効期間満了日:平成30年6月30日

2. 遊漁船業務主任者の更新講習について

遊漁船業務主任者講習の修了証明書の有効期限は、修了証明書の交付を受けた日の属する年の翌年1月1日から5年となっていますので、有効期間満了前に更新の講習を受講しなければなりません。ご自分の修了証明書の交付年月日をご確認のうえ、必ず受講してください。
講習の日程については、北海道のホームページなどでお知らせしますので、ご確認ください。
(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/ggs/new/yugyo-sengyou/top.htm>)

ミニボートの 利用について

船舶検査及び小型船舶操縦免許が不要であるミニボートは、手軽に楽しめる一方で、転覆や機関故障等の海難事故も増加しています。

海や湖に出れば、他の船舶と同様に海上・水上の交通ルールが適用されますので、海や船のことはしっかり確認した上で利用しましょう。

出航前の確認事項

- ① 天候・海況の把握は万全か（無理は禁物です）
- ② ライフジャケットは着用しているか
- ③ 燃料は満タンになっているか
- ④ 他船に視認してもらう目印となる旗を高い位置に掲げたか
- ⑤ トラブルに備えオール、ロープ、バケツは積み込んだか
- ⑥ 携帯電話の防水対策は行ったか
- ⑦ 荷物を積み過ぎていないか（重すぎると水が入りやすくなり危険です）



操船中の注意事項

- ① 波には弱いので、波が高くなったら早めに帰港しましょう
- ② 真横からの波を受けないよう注意しましょう（転覆しやすくなります）
- ③ 船上で立ってはいけません（船内移動は低い姿勢で動きましょう）
- ④ 日没前に帰港しましょう（全周灯を点灯しても他船から見えにくく危険です）
- ⑤ 岸の近くで乗りましょう（出港地から2km以内が目安です）
- ⑥ 人が泳いでいる水域には近づかない
- ⑦ 天候急変の予兆を読み取りましょう
- ⑧ 常に周囲に目を配りましょう（後方の見張りも忘れずに）

海上・水上の交通ルールと海でのマナー

- ① 基本は右側通行
- ② 港の出入り口では出航する船が優先です。待ってから入港しましょう。
- ③ 「相手の船を右側に見る船」が相手の船を避けましょう
- ④ 多数の船が航行する航路に停泊しない
- ⑤ お酒に酔った状態で操船しない
- ⑥ 陸上でも海上でも漁具には近づかない
- ⑦ ゴミは必ず持ち帰りましょう
- ⑧ ミニボートを流出した場合は海上保安庁に連絡しましょう

